

英国最高裁判決 – RTI Ltd v MUR Shipping BV [2024] UKSC 18

英国最高裁は今年初め、「reasonable endeavours（合理的な努力）」という文言を含む「force majeure（不可抗力）条項」を英国の裁判所がどのように適用するかについて重大な影響を与える判決を下した。

事案の概要は以下のとおり。

2016 年半ば、両当事者はギニアからウクライナへのボーキサイトを運送する COA を締結し、合計 28 万トンのボーキサイトを船主 MUR Shipping BV が 24 カ月間にわたり運送することで合意した。

COA では、米国ニュージャージー州の傭船者 RTI Ltd が USD で運賃を支払うことになっていた。

COA の不可抗力条項の文言は、「合理的な努力によって克服することができない」場合を除き、その出来事や事態は不可抗力として認められないと定めていた。

2018 年初め、米国当局は傭船者の親会社を制裁対象としたため、その影響で傭船者は COA が要求する USD での支払いができなくなった。

船主は、傭船者が米国制裁のため USD での支払いができなくなったので、COA の継続は制裁違反になりうるとして、傭船者に不可抗力条項に基づき COA の継続はできないとの通知を送った。

傭船者は、船主の不可抗力条項の発動を拒否し、USD ではなく EUR で運賃を支払い、EUR から USD への換算費用を自ら負担することを申し入れた。傭船者は、不可抗力の状況が発生したという船主の主張に異を唱えつつ、代替の船舶を傭船して貨物の輸送を行った。

傭船者は仲裁を開始し、COA レートと代替船舶に支払ったレートによる運賃の差額を船主に請求した。

仲裁人は、COA の不可抗力条項に契約履行を妨げる出来事や事態を回避するための合理的な努力を尽くす義務が条件づけられているため、船主は EUR での支払いに応じる必要があったと判断した。

この仲裁人判断は控訴され、最高裁まで争われたが、最高裁は全員一致で、船主は EUR 払いという契約外の履行に応じずに不可抗力条項に依拠する権利があったと判断した。

具体的には、最高裁は、契約履行の障害を回避するために契約外の解決策があったとしても、当事者が不可抗力条項を宣言することは妨げられないと判断した。

裁判所は判決の中で、当事者が契約外の履行の申し出を受け入れる義務がないことは、契約の自由の基本原則であると強調した。

もし当事者がこの立場を逸脱することを望むのであれば、そのような貴重な契約上の権利を放棄するために、その旨の明確な文言を契約に盛り込む必要がある。

あらゆる点を考慮して、最高裁はこの考え方が、英国の契約法において特に重要である確実性と予見可能性を最も促進すると判断した。

この事例は、「**force majeure**（不可抗力）条項」の文言を慎重に作成することの重要性を示す良い例である。当事者が、制裁などの不可抗力事由の影響を回避するために契約外の履行を認めるつもりであれば、それを明示的に規定する具体的な文言を盛り込む必要がある。例えば、特定の状況下における他通貨での支払いに関する規定の挿入である。そうしなければ、裁判所は、不可抗力条項の中に合理的な努力という文言が含まれている場合であっても、契約外の履行を受け入れるよう当事者に強制することはないであろう。

以上